平成２７年（フ）第１１２９号
京都市右京区西京極東衣手町39番地９
破産者　株式会社ブロードネットエンタープライズ
１　決定年月日　平成28年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６５９号
岡山県加賀郡吉備中央町吉川3630番地の１
破産者　ヤマモト建設株式会社
１　決定年月日　平成28年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５２０号
岡山市北区駅元町一番街地下４号
破産者　株式会社ＺＩＮＺＡＮ
１　決定年月日　平成28年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５２１号
岡山市北区田中152番地111
破産者　樋口　知美
１　決定年月日　平成28年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５号
香川県高松市西山崎町15番地12
破産者　稲原　直亮（旧姓河津）
１　決定年月日　平成28年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第４１４号
相模原市中央区矢部３丁目12番５号　ムート矢部
破産者　伊藤　　洋
成年後見人　志田なや子
１　決定年月日　平成28年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２１１３号
札幌市西区琴似４条３丁目２番17号　シティウィンズ琴似イースト101号
破産者　今井　元気
１　決定年月日　平成28年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１５７号
札幌市南区澄川３条５丁目２番５―206号
破産者　太田　和美（旧姓鈴木）
１　決定年月日　平成28年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１８号
札幌市東区北８条東８丁目２番13―702号
破産者　久保田　榮
１　決定年月日　平成28年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７０号
札幌市白石区本郷通７丁目北１番23―503号
破産者　野々口　進
１　決定年月日　平成28年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２３２号
群馬県北群馬郡吉岡町大字小倉695番地168
破産者　深津　健一
１　決定年月日　平成28年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３３７号
群馬県伊勢崎市連取元町18番地１　エムケーハウス第５Ｃ
破産者　本多佐知子
１　決定年月日　平成28年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３４１号
群馬県渋川市八木原1250番地１
破産者　木村　　毅
１　決定年月日　平成28年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第５５号
群馬県伊勢崎市連取元町18番地１　エムケーハウス第５Ｃ
破産者　本多　英次
１　決定年月日　平成28年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１３１１号
埼玉県朝霞市岡３丁目30番35号　シャトルリッチ105号
破産者　二本柳秀克
１　決定年月日　平成28年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３１２号
埼玉県朝霞市岡３丁目30番35号　シャトルリッチ105号
破産者　二本柳直子
１　決定年月日　平成28年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６０号
埼玉県桶川市南１丁目２番４号　キョーエーマンションミナミ301号
破産者　伊藤　　悟
１　決定年月日　平成28年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２号
岐阜県高山市久々野町久々野1659番地
破産者　オーキッドルームこと　三浦　和美
１　決定年月日　平成28年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２７年（フ）第４７４１号
大阪府池田市城南３丁目５番３―607号　ローレルコート池田・城南
破産者　臼杵　昌雄
１　決定年月日　平成28年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部